

はじめまして

今鶴実践社労士事務所と申します。

弊所は主に、建設業、道路貨物運送業、介護福祉事業等の社会基盤となる事業の人事・労務支援を行っている社会保険労務士事務所です。

2024 年問題の進捗

残業時間の上限規制、改正改善基準告示が各企業様の36 協定の始期から順次適用開始となります。

2024 年問題の課題解決の進捗状況はいかがでしょうか。2024 年問題は一般的に「輸送能力の不足」とされていますが、道路貨物運送業の現場の 2024 年問題の課題は、もう少し解像度を上げて考えなくてはなりません。

残業上限規制への対応

他業種では36 協定の特別条項で、残業の上限が年 720 時間とされているところ、道路貨物運送事業は、2024 年 4 月から、年 960 時間の残業の上限時間が適用開始となりました。今後ますます時間管理が重要になります。



改正改善基準告示への対応

昭和 42 年の「29 通達」、昭和 54 年の「27 通達」、平成 1 年の「改善基準告示」を経て、2024 年 4 月から、「改正改善基準告示」が適用開始となりました。デジタコ導入済みの企業様は多いと思われますが、残業上限規制とあわせて、デジタコデータを活かし、自動車運転者の「拘束時間」「休息期間」「運転時間」の管理と、休憩と待機の区別をしっかりと「残業時間」の把握に努めることが重要です。

運賃値上げ交渉

公正取引委員会が令和 5 年に行った特別調査では、労務費、燃料費等のコストの転嫁が道路貨物運送事業においては進んでいないことが判明しました。特に労務費の転嫁が進んでいません。このような状況下では、他業種とくらべて低いとされるドライバーの賃上げも思うように進まず、転職を選ぶ者も出てきます。価格転嫁と価格交渉、運賃値上げと賃上げは道路貨物運送事業にとって、大変重要な課題です。

残業上限規制等の対応はこれから

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が 2024/4/11 に衆議院で、2024/4/25 に参議院で可決しました。荷主企業、物流事業者、一般消費者の協力体制のもと、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容についての抜本的・総合的な対策が求められています。特に、他業種と同様の残業上限年 720 時間へのすみやかな移行が附帯決議されました。

社内セミナー・勉強会等講師、承ります

- ・改正貨物自動車運送事業法セミナー
- ・残業上限規制 / 改正改善基準告示の解説セミナー
- ・運送原価計算セミナー
- ・社会保険適用拡大の解説セミナー
- ・トラック運送業の課題解決のための組織開発セミナー
- ・トラック運送業の人事ポリシーを考えるワークショップ
- ・トラック運送業のこれからの人事制度を考えるセミナー
- ・トラック運送業の定着施策を考えるセミナー
- ・トラック運送業の就業規則を考えるセミナー
- ・運行管理者試験勉強会の講師 等

今鶴実践社労士事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-13-20 9F
TEL 03-5050-4759

<https://www.sr-jissen.com>

特定社会保険労務士 / 運行管理者（貨物）
認定経営革新等支援機関

今鶴 孝 IMATSURU Takashi

Email imatsuru@zxynetwork.com

